

# 個人情報保護法

## 令和2年改正及び令和3年改正案について

令和3年5月7日



個人情報保護委員会  
Personal Information Protection Commission

# I . 改正に至る経緯等

---

# 個人情報保護法関連法体系のイメージ

## 憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

## 個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

## 個人情報の保護に関する基本方針

### 個人情報保護法

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

【対象】民間事業者

### ガイドライン

Q&A

### <民間分野>

行政機関  
個人情報  
保護法

国の行政機関

独立行政法人等  
個人情報  
保護法

独立行政法人等

個人情報  
保護条例

地方公共団体等

### <公的分野>

※ 金融関連分野や情報通信分野等においては、これらのガイドライン等のほか別途分野ごとに定められているガイドライン等も遵守する必要がある。

# 制度改正の背景と課題

**2003年** (平成15年) **個人情報保護法成立** (2005年 (平成17年) 全面施行)

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、  
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

**2015年** (平成27年) **個人情報保護法改正** (2017年 (平成29年) 全面施行)

3年ごと見直し規定が盛り込まれる  
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

**2020年** (令和2年) **3年ごと見直し規定に基づく初めての法改正**

令和2年改正

**2021年** (令和3年) **個人情報保護制度の官民一元化**

令和3年改正案※

※ デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律案により改正。なお、法案は現在参議院で審議中。

# 個人情報保護法改正

## 令和2年改正

令和4年4月全面施行

### いわゆる3年ごと見直しに基づく改正

利用停止・消去等の拡充、不適正利用の禁止、  
越境移転に係る情報提供の充実、「仮名加工情報」の創設 等

- ✓ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓ A I・ビッグデータ時代への対応 等

### 個人情報保護制度の官民一元化

- ✓ 官民を通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

## 令和3年改正案

公布後1年以内施行  
(地方部分は公布後2年以内施行)

# (参考) 平成27年個人情報保護法改正法附則における関係規定（抜粋）

(平成27年法改正時の条文)

(検討)

## 第十二条 (略)

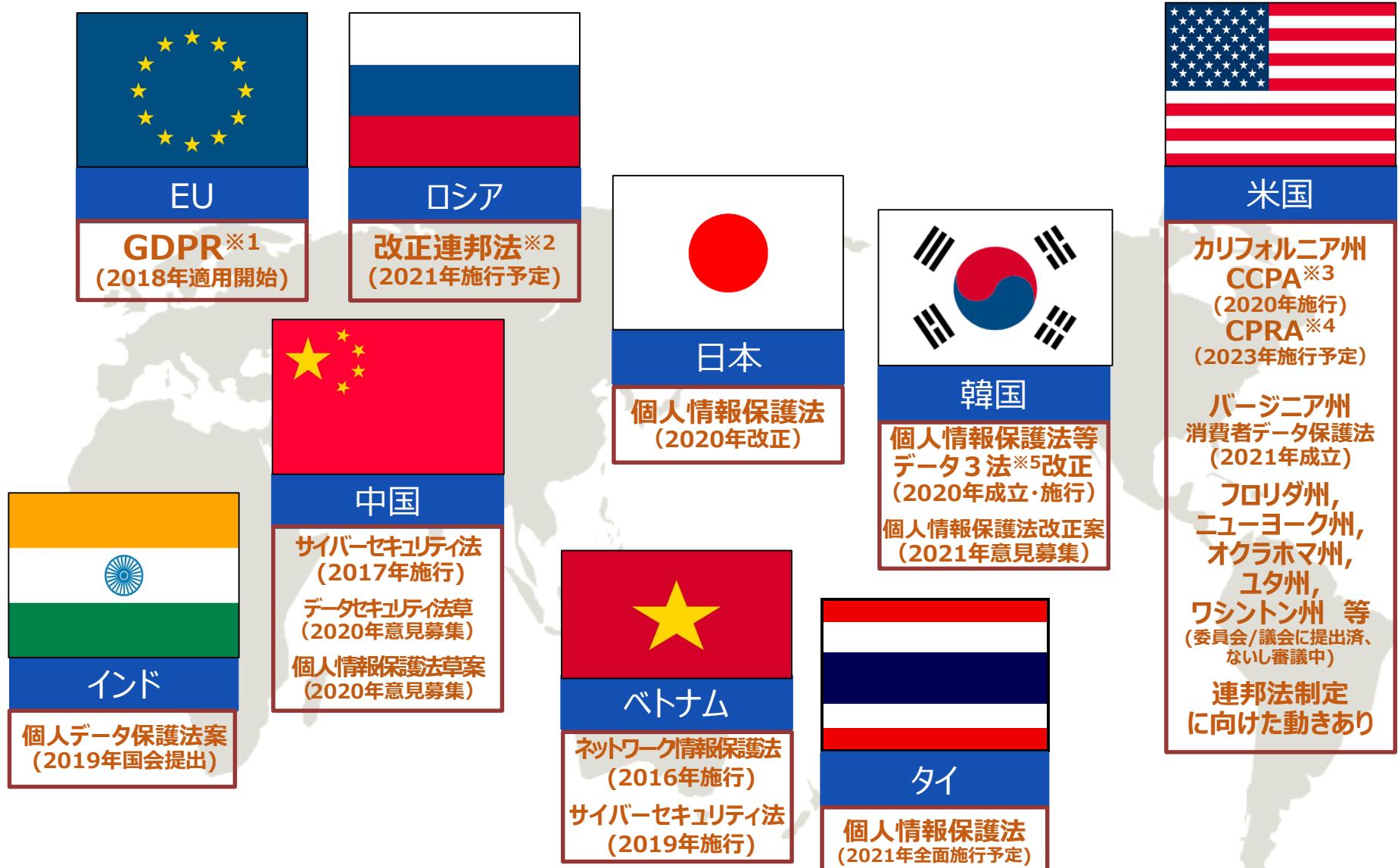
2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4、5 (略)

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

# (参考) 世界の主な個人情報保護関連の立法の動き (2015年以降)



※1 : GDPR : General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)

※2 : 2006年個人データに関するロシア連邦法の改正法が2020年に成立

※3 : CCPA : California Consumer Privacy Act of 2018 (カリフォルニア州消費者プライバシー法)

※4 : CPRA : California Privacy Rights Act of 2020 (カリフォルニア州プライバシー権利法)

※5 : 個人情報保護法、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律、信用情報の利用及び保護に関する法律

## **II. 令和 2 年改正**

---

# 令和2年改正法の概要

## 1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。  
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

## 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

## 4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

## 5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

# 1. 個人の権利の在り方

改正

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録を、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

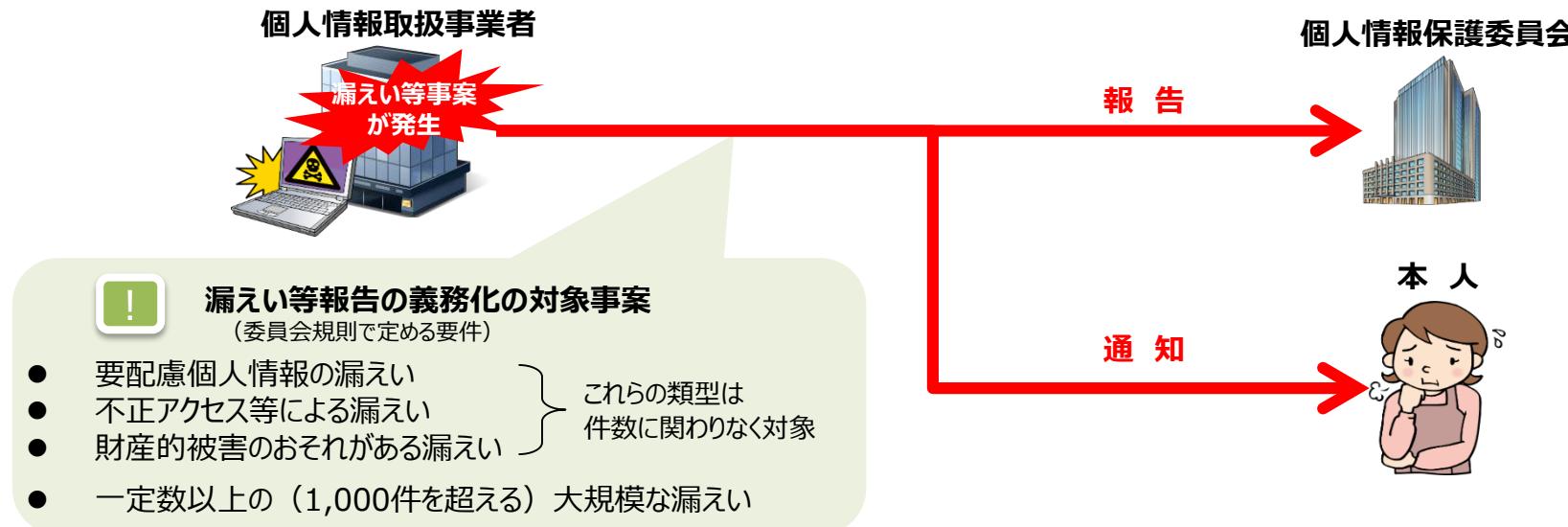
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（1）

### ①漏えい等報告の義務化 改正

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

【背景】漏えい等報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者も一部に存在しており、仮に、事業者側が公表もしない場合、委員会が事案を把握できないまま、適切な対応が行えないおそれがある。



(参考) 現行の告示に基づく漏えい等事案に関する報告の受付状況（令和元年度）

個人情報保護委員会	事業所管大臣	認定個人情報保護団体	計
1,066件	1,519件	1,935件	4,520件

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（2）

### ②不適正な方法による利用の禁止 新設

- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

【背景】 昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながることが懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある。



「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法」とは？

例えば、下記のような、相当程度悪質なケースが想定されます。

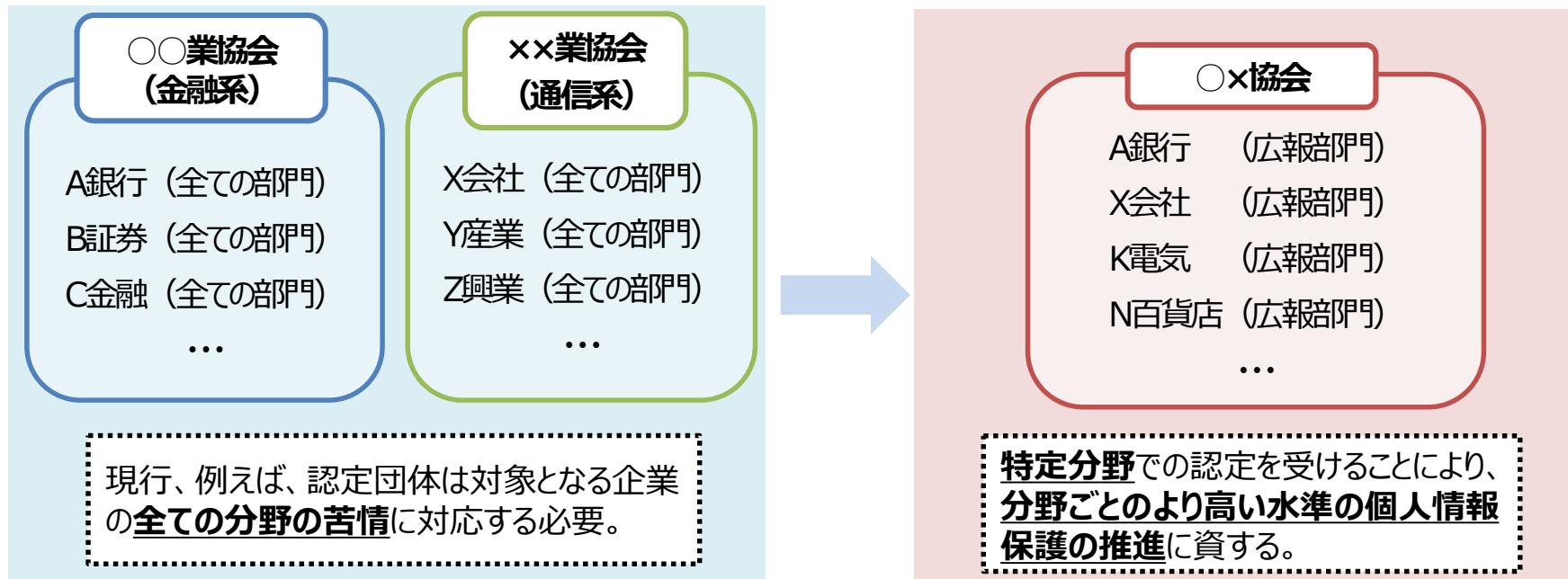
- ① 違法行為を営む第三者に個人情報を提供すること。
- ② 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。

### 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

#### ○認定個人情報保護団体制度の充実 改正

- 認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

【背景】 業務実態の多様化やIT技術の進展に伴い、民間団体が特定分野における個人データの取扱いに関する自主ルールを策定していくことや、積極的に対象事業者に対して指導等を行っていくことの重要性が増加。



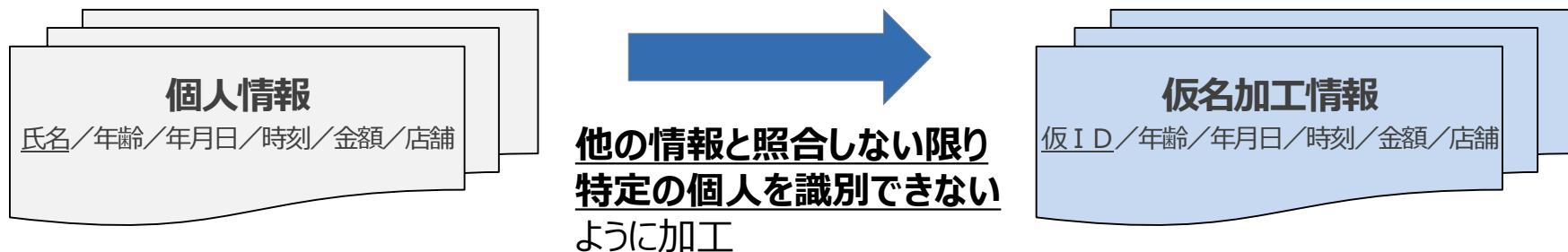
# 4. データ利活用の在り方（1）

## ①データ利活用に関する施策の在り方

新設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。

【背景】仮名化された個人情報について、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、利活用しようとするニーズが高まっている。



### （参考）想定される活用例

- 当初の利用目的には該当しない目的や、該当するか判断が難しい新たな目的での内部分析
  - 医療・製薬分野等における研究
  - 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習
- 利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、仮名加工情報として加工した上で保管

## (参考) 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比（イメージ）

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 (必要な加工のレベル)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない</li> <li>対照表と照合すれば本人が分かれる程度まで加工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人を識別することができず、復元することができない</li> <li><u>本人か一切分からない程度まで加工</u></li> </ul>
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、通知・公表等)	○	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の変更は可能</li> <li>本人を識別しない、内部での分析</li> <li>利用であることが条件</li> </ul>	✗ (規制なし)
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	✗ (規制なし)
安全管理措置	○	○	○ (努力義務)
漏えい等報告等	○ (改正法で義務化)	✗ (対象外)	✗ (対象外)
第三者提供時の同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	✗ (同意不要)
開示・利用停止等の請求対応	○	✗ (対象外)	✗ (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

## 4. データ利活用の在り方（1）

## (参考) 匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い

	匿名加工情報	仮名加工情報
定 義	<p>特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報 (§ 2(11))</p> <p>※ 本人か一切分からない程度まで加工されたもの（個人情報に該当せず）</p>	<p><u>他の情報と照合しない限り</u>特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報 (§ 2(9))</p> <p>※ 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工されたもの（個人情報に該当）</p>
加工の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名等を削除（又は置き換え）</li> <li>項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加等の加工</li> <li>特異な記述の削除 等 (§36①)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>氏名等を削除（又は置き換え）</u></li> <li>不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除（又は置き換え） (§35-2①)</li> </ul>
安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工方法等情報の安全管理 (§36②)</li> <li>匿名加工情報の安全管理（努力義務） (§36⑥、§39)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対照表等の安全管理 (§35-2②)</li> <li>仮名加工情報の安全管理 (§20)</li> </ul>
取扱いに係る義務	<p>作成したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の項目の公表 (§36③)</li> </ul> <p>提供するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の項目・提供の方法の公表 (§36④、§37)</li> <li>※ 本人同意のない第三者への提供が可能</li> </ul> <p>利用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>識別行為の禁止 (§36⑤、§38)</li> <li>苦情処理等（努力義務） (§36⑥、§39)</li> </ul>	<p>作成したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の公表 (§35-2④)</li> <li>※ 作成に用了個人情報の利用目的とは異なる目的で利用する場合のみ</li> </ul> <p>提供するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>第三者提供の原則禁止</u> (§35-2⑥)</li> <li>※ 委託・共同利用は可能</li> <li>※ 「作成元の個人データ」は本人同意の下で提供可能 (§23①)</li> </ul> <p>利用するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>識別行為の禁止 (§35-2⑦)</li> <li>本人への到達行為の禁止 (§35-2⑧)</li> <li>※ 電子メールの送付、住居訪問等の禁止</li> <li>利用目的の制限 (§35-2⑨)</li> <li>※ <u>利用目的の変更は可能</u> (§35-2⑨)</li> <li>利用目的達成時の消去（努力義務） (§35-2⑤)</li> <li>苦情処理（努力義務） (§35)</li> </ul>

## （参考）仮名加工情報の加工基準（イメージ）

- 仮名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ② 個人識別符号の全部を削除すること
- ③ 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等（例：クレジットカード番号）を削除すること

※ ガイドラインにおいて、仮名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて示す予定。

加工の例：

- ① 氏名を仮IDに置換
- ② 旅券番号、マイナンバーを削除
- ③ クレジットカード番号を削除



個人情報

仮名加工情報

(他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工された情報)

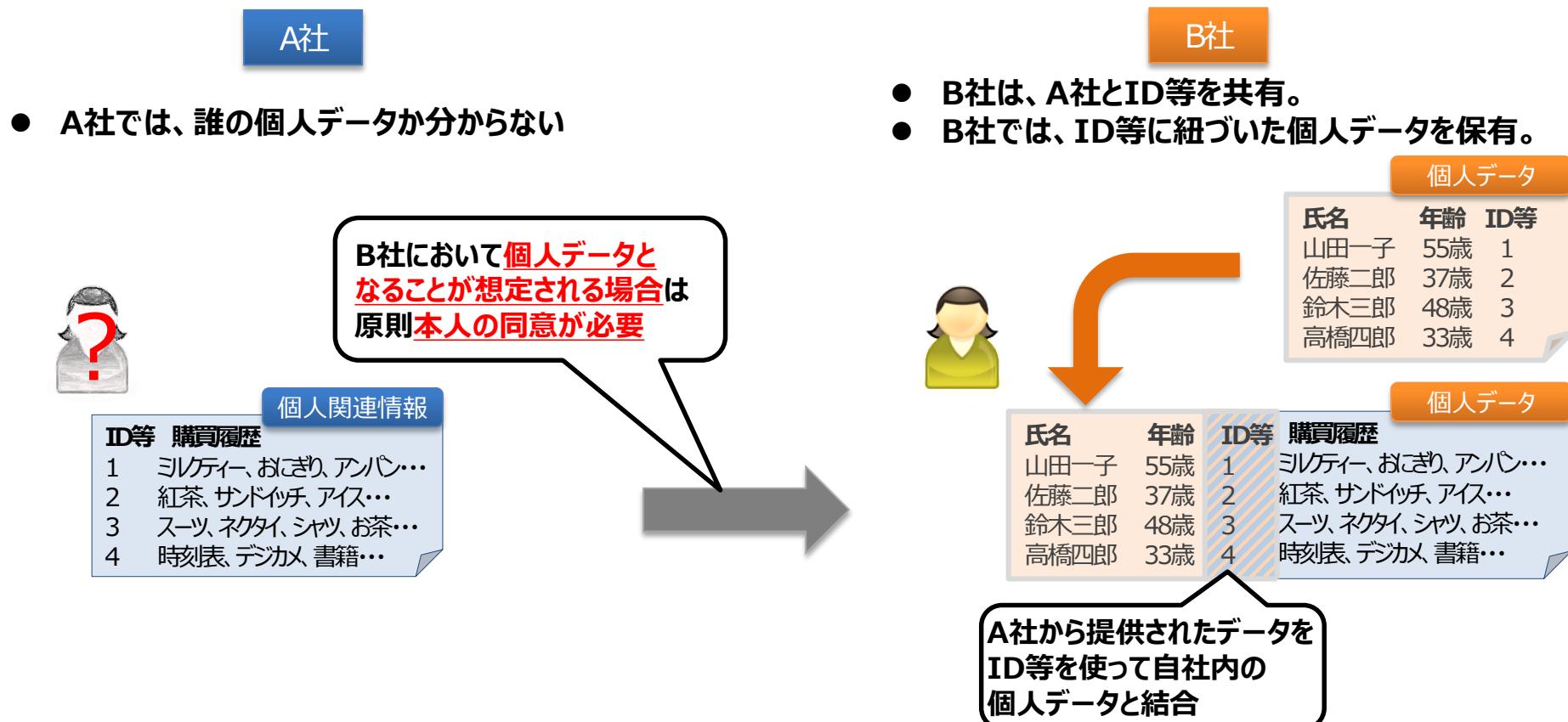
削除情報等  
(氏名と仮IDの対照表等)

# 4. データ利活用の在り方（2）

## ②個人関連情報の第三者提供規制 新設

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

【背景】ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。



# 5. ペナルティの在り方

## ①法定刑の引き上げ等 改正

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

【背景】法に違反する事案が増加する中で、報告徴収や立入検査を行う事案は増加しており、事業者の実態を把握する端緒となる報告徴収や立入検査の実効性を高める必要がある。  
法人に対して、行為者と同額の罰金を科したとしても、罰則として十分な抑止効果は期待できない。

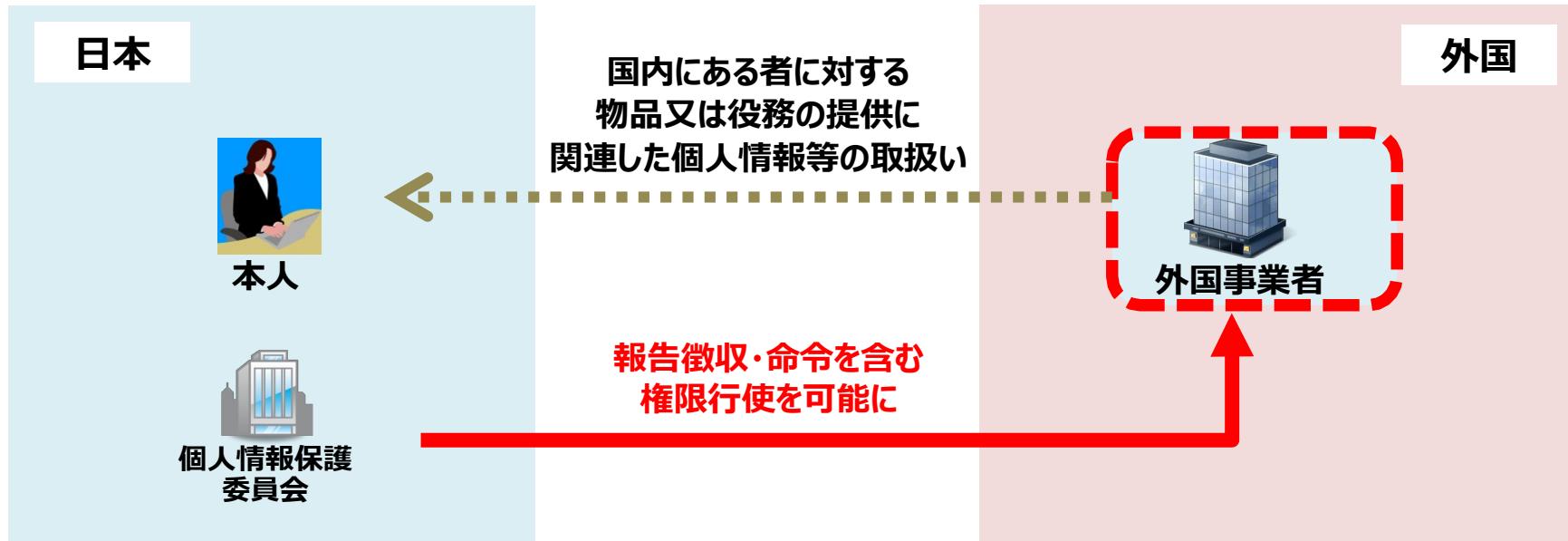
	懲役刑		罰金刑		
	現 行	改正後	現 行	改正後	
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

# 6. 法の域外適用・越境移転の在り方（1）

## ①域外適用の強化 改正

- 日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関する個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。

【背景】域外適用の対象となる外国の事業者に行使できる権限は、指導及び助言並びに勧告のような強制力を伴わない権限にとどまっており、外国における漏えい等の事案に対して、委員会が適切に対処できないおそれがある。

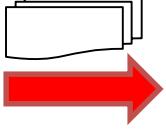


# 6. 法の域外適用・越境移転の在り方（2）

## ②越境移転に係る情報提供の充実 改正

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

【背景】近年、一部の国において国家管理的規制がみられるようになっており、個人情報の越境移転の機会が広がる中で、国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。

現 行	改正後
   外国にある第三者に個人データを提供できる要件  本人の同意  基準に適合する体制を整備した事業者  我が国と同等の水準国（EU、英国）	<p>各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付ける</p> <p>同意取得時に、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について<b>本人に情報提供</b></p> <p>移転先事業者の取扱い状況等の定期的な確認 + <b>本人の求めに応じて関連情報提供</b></p>

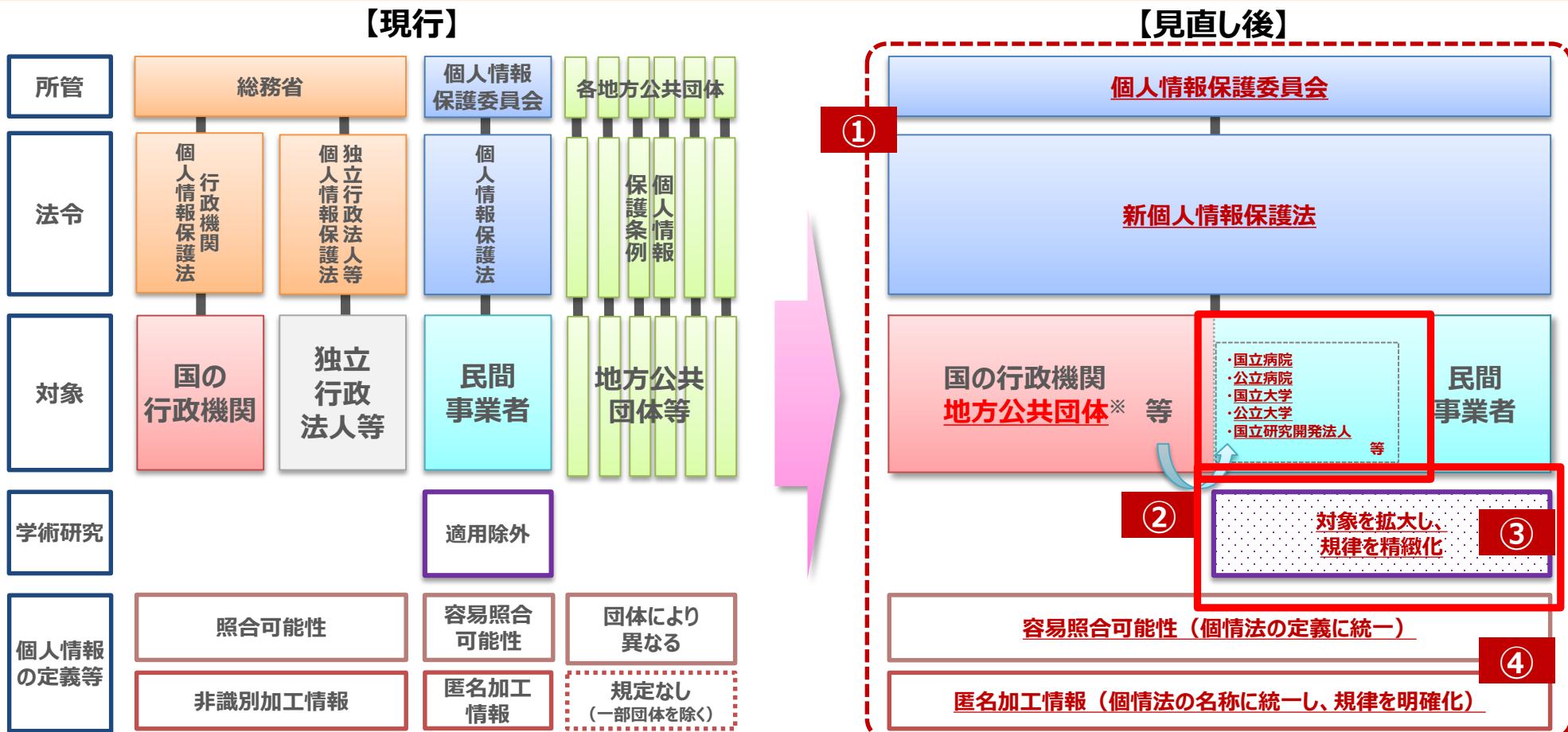
※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

## **III. 令和 3 年改正案**

---

# 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合とともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。



# 医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

- ・ 現行の独法等個情法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。

## 【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・法の施行状況の調査・公表
- ・総合案内所の運営
- ・管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

### 国の行政機関

### 独立行政法人等

国立大学  
国立病院  
国立研究機関

規律の不均衡が発生

## 【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ガイドラインの策定
- ・報告及び立入検査
- ・指導及び助言
- ・勧告及び命令
- ・間接罰

### 民間事業者

私立大学  
民間病院  
民間研究機関

# 医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。

## 【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

独法等のうち、民間に類する立場で民間のカウンターパートとの間でデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等  
※  
(例)

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 国立病院機構
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人

## 国の行政機関

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、上記に該当しないもの

- (例)  
・ 行政執行法人

## 【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として  
同じ規律を適用

## 民間事業者

- ・ 私立大学
- ・ 民間病院
- ・ 民間研究機関

※ これらの独法等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

# 【参考】一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等 <sup>※1</sup>	国の行政機関等 <sup>※2</sup> ・地方公共団体等
個人情報取扱事業者に係る規律 (現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド)			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律 (現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド)			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ <sup>※3</sup>
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ <sup>※4</sup>

※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。

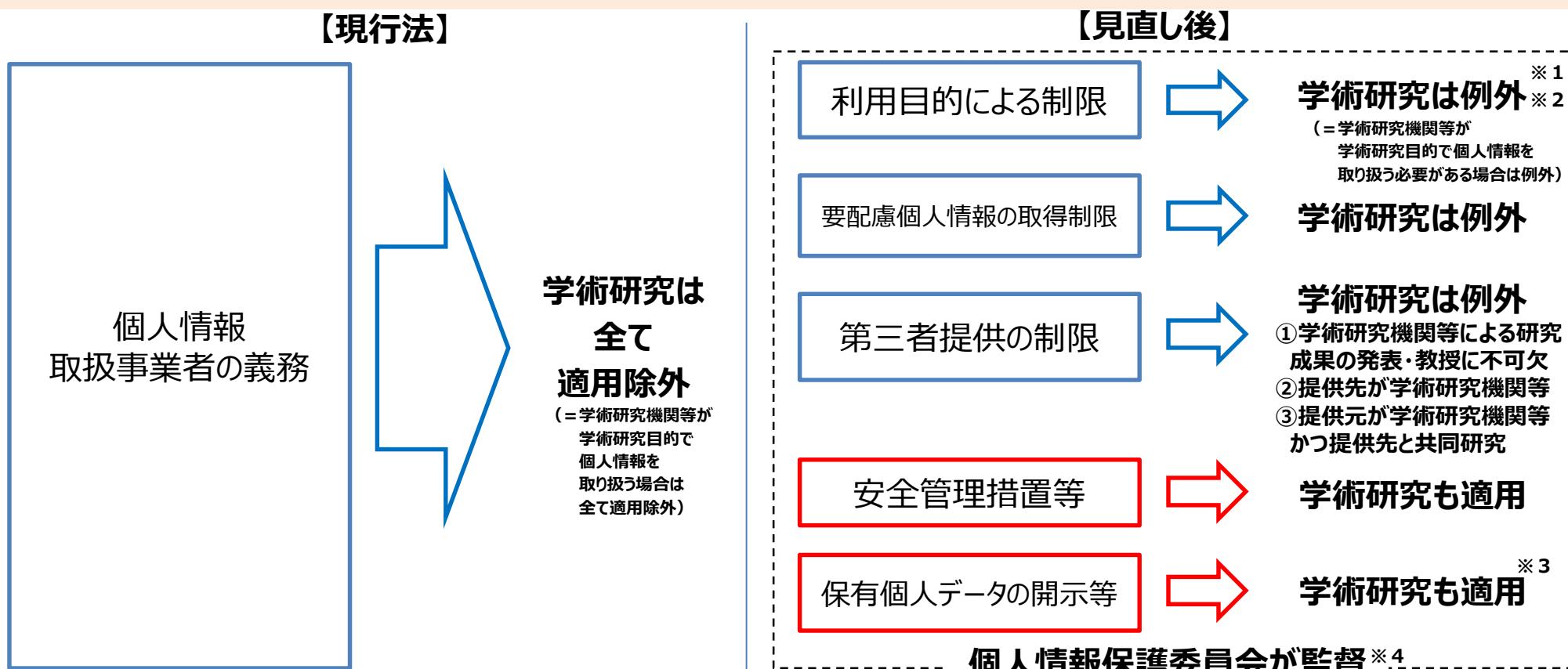
※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。

※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。

※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。25

# 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても**GDPRに基づく十分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個情法第43条第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこと**とする。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。



※1 学術研究機関等：大学（私立大学、**国公立大学**）、学会、**国立研究開発法人**等（下線は今回追加されるもの）

※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない

※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

## 【参考】学術研究機関等の責務等について

### ○デジタル社会形成整備法案第51条による改正後の個人情報保護法（抄）

#### （学術研究機関等の責務）

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

#### （委員会の権限の行使の制限）

第一百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 (略)

# 【参考】学術研究機関等の責務等について

## 個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（抄）

（令和2年12月 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース）

### 1. 総論的事項

#### 1－3 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

##### （3）具体的検討

5. ただし、大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、「3.」及び「4.」の規律の運用についても、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要がある。そこで、このような観点から、

- 学術研究機関等に対して、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独で又は共同して策定・公表することを求めた上で、
- 学術研究機関等による個人情報の取扱いが当該自主規範に則っているときは、個情法第43条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないことが適当である。

もっとも、学術研究機関等が策定する自主規範の内容が、個人の権利利益の保護の観点からは不十分である可能性も否定できない。そこで、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、個人情報保護委員会は、例外的に、その監督権限を行使し得るものとすることが適当である。

## <現行法の規律>

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個情法及び独法等個情法の個人情報：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

## <改正の方向性>

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取りに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

### 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※いわゆる「2000個問題」

- ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

### 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

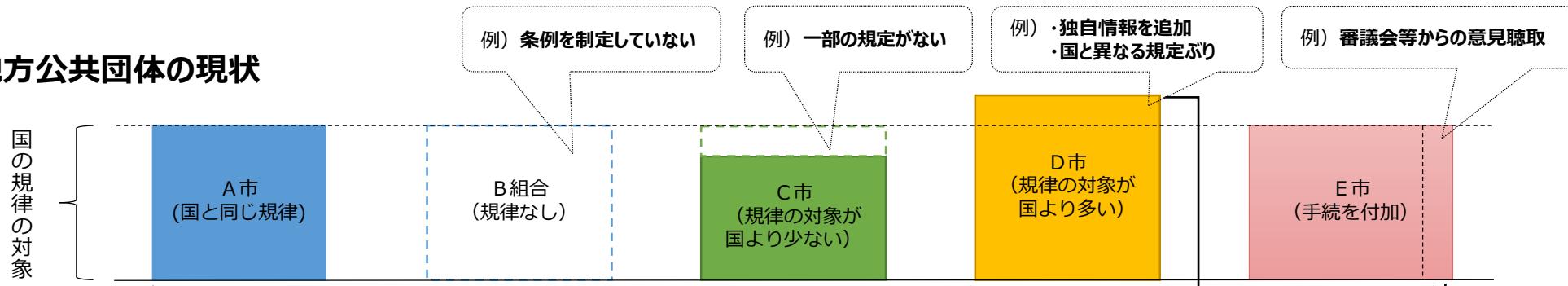
- 例)・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

## <改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒条例を個人情報保護委員会に届出

例)・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定  
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後

### 共通ルールの設定※



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

## 趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

## 概要

### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用  
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出